

確定申告などの指導は全て予約制です。来所の際は必ず会員証をご提示ください。

①パソコンやスマホからオンライン予約

・ホームページから ・予約用QRコードから→→→

②電話予約 045-442-7201

③事務所で予約



【確定申告】 申告納期限:所得税3月15日(水)まで / 消費税3月31日(金)まで

所得税 指導会日程 ※土・日・祝日は除く	予約開始日時
1月 4日(水) ~ 2月28日(火)	現在予約受付中
2月19日(日)・2月26日(日)	
3月 1日(水) ~ 3月15日(水)	2月 1日(水) 9時~
消費税 指導会日程 ※土・日・祝日は除く	予約開始日時
3月16日(木) ~ 3月31日(金)	現在予約受付中

○コロナの影響等で申告期限が延長されても、申告会の指導会日程は上記の期間となります。

○特に3月は混雑し予約が取れない可能性があります。1月4日から申告書の提出ができますので、1月、2月中の早期提出にご協力をお願いします。

○1月20日(金)までは年末調整(給与源泉)指導優先。23日(月)以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。

予約日時	令和5年 月 日 () 午前・午後 時
予約日時を記入してご利用ください	開始10分前までにお越しください

予約に関する事項

- ・会員1名につき1日1回50分の完全予約になります。一度に複数日・複数回の予約は出来ません。
- ・会員が複数名の場合、会員ごとに予約をお願いします。
- ・予約状況により、ご希望の日時が取れないこともあります。職員の指名は出来ません。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前予約をお願いします。
- ・当日でも予約枠に空きがある場合は電話でのみ予約を受け付けます。当会ホームページで当日の予約状況をご確認ください。
- ・予約数は指導員の確保等の状況により随時変更(増減)します。
- ・ネット予約受付は前日の午後3時まで。ネット予約受付終了後の予約変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、申告期限間近は予約が取れない場合があります。
- ・コロナ感染や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は、予約枠内の先着順でのご指導となり予約時間通りに指導できない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。

確認事項

- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
- ・予約時間の15分前から入室できます。入室時に受付で会員証をご提示ください。
- ・連絡なく開始時刻を30分過ぎて来所受付されない場合は予約を取り消させていただきます。
- ・遅刻や忘れ物にご注意ください！遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
- ・37.5度以上の発熱や咳のある方、濃厚接触者、コロナ感染が疑われる方の来所はご遠慮ください。
- ・事務所内では、当会役職員の指示に従っていただきます。指示に従っていただけない方は退室いただきます。
- ・土地・建物の譲渡(分離譲渡所得)については事前に税務署でご相談ください。